

入学試験におけるインフルエンザに罹患した志願者への対応について

池田地区・平野地区附属学校

1. 志願者への連絡内容（出願時，または相談時）

発熱やのどの痛みなど風邪の症状が出た場合は，速やかに医療機関を受診して下さい。
インフルエンザと診断された場合は，次の対応をお願いします。

(1) 医師に次のア～ウのいずれに該当するかを相談して下さい。

ア 受験日において，「発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日（幼児にあつては3日）を経過」している場合は，通常の形で受験して下さい。

イ 受験日において，「発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日（幼児にあつては3日）を経過」していない場合は，医師の診断によって別室での受験を認めることができます。医師から受験してよいと診断された場合は，「発症日と受験が可能であることが記載された診断書（または意見書）」を入手して下さい。
この診断書（意見書）を受験日に必ず持参して下さい。

ウ 医師から受験してよいと診断されなかった場合は，受験していただくことはできません。

(2) 在籍校へインフルエンザに罹患したことを連絡して下さい。

ア (1)の医師との相談結果を報告して下さい。

イ 在籍校から受験校に次の内容を伝えるように依頼して下さい。

①受験生の「在籍校」，「受験番号」，「氏名」

②(1)の医師との相談結果

※附属小学校，附属中学校の入学試験においては，(2)に替えて，志願者の保護者から，受験校に連絡することを求めることもできる。

※入試日が複数ある場合（面接試験等），入試日を変更して受験することを認めるかどうかは各学校の判断による。

2. 受験校の対応

(1) 構内の掲示物等で受験生に指示するなどして，他の受験生とできるだけ接触しないように別室（インフルエンザ用）に誘導・着席させる。

(2) 別室（インフルエンザ用）では受験生同士の間隔は2m以上とし，受験者間および受験者と監督者との距離を十分確保する。

(3) 受験教室の換気を十分に行う。

(4) 受験生にマスクの着用とこまめな手指消毒を求める。

(5) 試験監督者の感染防止対策に十分留意する。

(6) インフルエンザによって入学試験を受験しなかった場合の受験料の扱いについては，各学校で過去に行ってきた扱いの通りとする。

以上